

令和 7 年度

通信環境改善支援制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

認定事業者より申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象者に「通信環境改善支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10 時～18 時まで)1

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・	4
注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・	6
各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・	7
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

通信環境改善支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請企業に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象となる企業（以下「支援対象者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では支援対象事業者が制度の内容を理解し、導入の必要性を吟味し実際に本制度に沿った取り組みを行う事業者とします。申請には認定事業者より配付される申請フォーム及び申請書に限るものとします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請企業の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：通信環境改善支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

E メールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

本プログラムは、個人および中小法人を対象に、インターネット回線や通信機器の見直し・改善を支援することで、通信環境の利便性向上を図ることを目的とします。快適で安定したインターネット環境の整備は、在宅勤務・オンライン学習・動画視聴など、日常生活やビジネス活動における基盤としてますます重要性を増しています。本プログラムを通じて、通信サービスの提供や設備工事を担う中小規模の通信関連事業者に対し、受注機会の創出や地域内での市場拡大の促進を図ることを最終的な目的とします。通信インフラ分野における中小企業の持続的な発展を支える仕組みとして、本制度は公募により実施します。

申請スケジュール

申請期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

支援対象期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

支援制度対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・日本国内に住所を有する満 18 歳以上の個人の方
- ・日本国内に本店または営業所を有する中小法人（従業員 100 名以下、資本金 5,000 万円以下）

※申請者ご本人が、対象となる通信契約の名義人である必要があります。

※申請にあたっては、反社会的勢力に該当しないことを誓約していただきます。

支援額

支援額：一律 10,000 円（税込）

※個人・法人問わず、1 申請者につき 1 回限りの申請が可能です

支援制度対象条件

以下のいずれかに該当する通信環境の改善に係る支出を対象といたします。

- ・既存のインターネット回線から他回線への乗り換え・切り替えに伴う費用（解約手数料や新規契約手数料など）
- ・新規インターネット回線の導入にかかる初期費用（工事費、契約事務手数料など）
- ・通信機器の購入費用（Wi-Fi ルーター、メッシュ Wi-Fi、LAN 関連機器など）

申請後

本制度による支援対象者は当協会に実績報告書を提出いただく必要がございます。

認定事業者とは

本制度における認定事業者とは、インターネット回線の提供や通信機器の設置・工事など、通信環境の改善に関する事業を適正に行うことができると、事務局が認めた中小規模の事業者を指します。

高い専門性と制度に対する理解を有していることを前提に、支援対象者に対して、通信環境改善に関する技術的な助言や導入支援、制度申請に関するサポートを行っていただきます。具体的には、申請書類の作成支援や実績報告書の提出補助、制度に関わる各種手続きの案内などを担当していただきます。

本制度では、認定事業者の関与を通じて、申請者が円滑かつ的確に制度を活用できる環境を整えることを目的としています。

注意事項

(1) 導入後経過調査への協力

当協会は、支援制度決定の後、認定事業者より配付される実績報告書の記載、研修終了報告書の記載をお願いしております。

(2) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の申請を行うものとします。

なお、申請企業は、認定事業者を通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

申請者

通信環境改善支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定事業者より申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定事業者より申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：通信環境改善支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

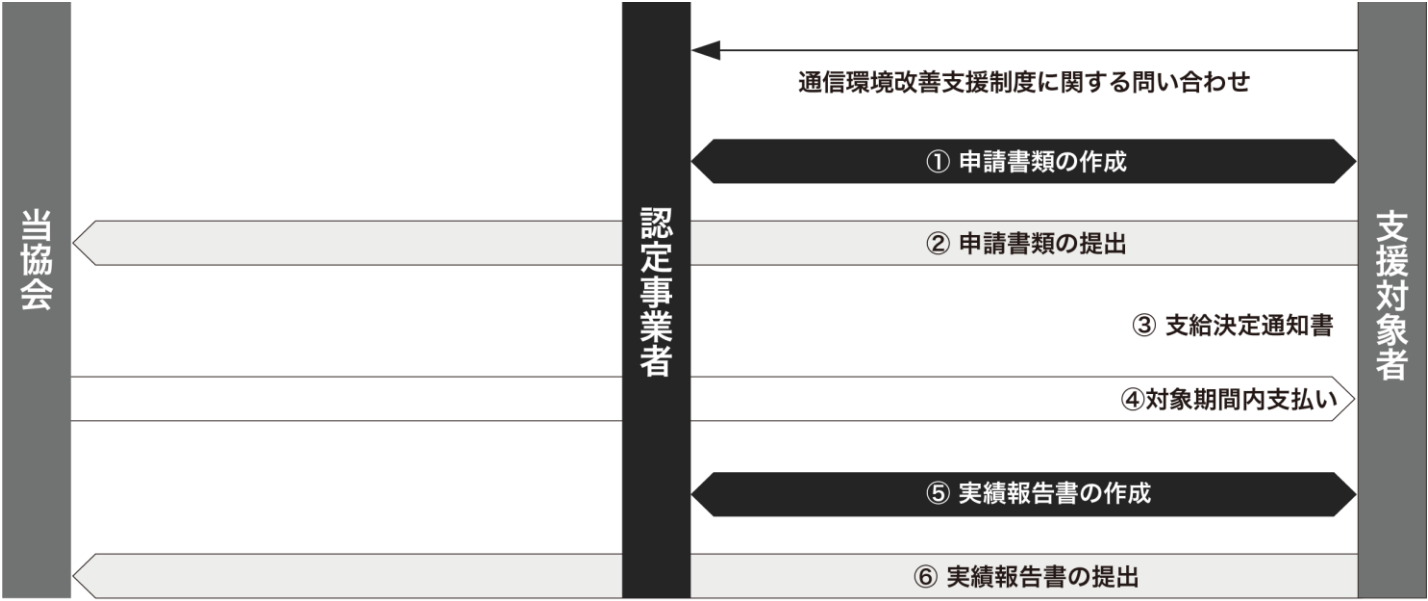
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って、研修終了報告書の提出後支援対象期間内に随時支払うものとします。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 8 年 12 月）とします。

（例）令和 7 年 7 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 7 年 8 月～令和 8 年 8 月末日）



助成金対応期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日
※助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1 年間

又、対象者への支給日に関して原則研修終了報告書提出確認後、通信環境改善支援制度約 3 カ月程度にて当協会より支給するものとします。
※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

本制度支給/研修完了に関する提出書類及び実績報告書

・支給条件は、研修終了報告書、及び当協会より発行される実施後の実績報告書の提出をいただく必要がございます。

※申請時、必要な書類一覧を電子メール添付又は郵送にてご提出いただきます。郵送提出の場合は、当協会に事前にご連絡の上すべて写し（コピー）をご送付ください。

研修終了報告書

・認定事業者より本制度に該当する研修終了報告書が発行されます。

研修終了報告書の項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

実績報告書

・本制度の実施後の経過及び改善等調査を目的とした実績報告書を発行いたします。認定事業者より支援対象者に配布するものとし、記載完了後当協会に提出頂きます。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。